

東京大学大学院工学系研究科博士課程学生特別
リサーチ・アシスタント（SEUT-RA）制度実施要項

制定	平成24年12月21日	常務委員会
改正	平成25年5月16日	
改正	平成25年11月21日	
改正	平成28年6月16日	
改正	平成28年11月17日	
改正	令和元年6月13日	教育会議
改正	令和2年6月11日	教育会議

（目的）

第1条 この要項は、東京大学大学院工学系研究科（以下「本研究科」という。）における学術研究の遂行に、優れた大学院学生を参画させ、学術研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るための博士課程学生特別リサーチ・アシスタント（以下、SEUT-RAという。）に関し、必要な事項を定めるものである

（委嘱する学術研究業務）

第2条 SEUT-RAは、前条に掲げる目的のため、学術研究活動に有益な学術研究業務に従事するものとする。

2 SEUT-RAに委嘱された学生は、採択された学術研究業務を適正に遂行しなければならない。なお、その遂行にあたっては、授業等に支障のない範囲で行うものとする。

（委嘱対象者）

第3条 SEUT-RAとして委嘱することのできる者は、本研究科大学院博士後期課程に在籍する学生とする。

2 原則として、以下の者に委嘱することはできない。

- （1）委嘱開始時において、休学している者及び標準修業年限（大学院学則第2条第7項に基づく長期履修学生にあつては長期履修の期間）を超えて在学することとなる者
- （2）職に就き給与を受けたまま本研究科に在籍する社会人学生
- （3）文部科学省国費外国人留学生等（JICA 研修員等国費相当の学生を含む。）
- （4）外国政府派遣留学生（中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」による留学生を含む。）
- （5）日本学術振興会特別研究員及び外国人特別研究員
- （6）東京大学外国人留学生特別奨学制度（東京大学フェローシップ）受給者
- （7）博士課程教育リーディングプログラム・国際卓越大学院プログラムによる奨励金受給者
- （8）その他SEUT-RAの受給月額と奨学金の受給月額（1年間分の額として支給される場合は12で除した額）の合計額が20万円を超える返還義務のない各種奨学

金の受給者

(特別休学による委嘱の休止及び再開)

第3条の2 SEUT-RAに委嘱された者が、特別休学により一時的に前条第2項1号に掲げる事由に該当することになった場合は委嘱を休止し、復学後に委嘱を再開することができる。ただし、その場合においても支給期間12ヶ月間の支給総額は変更しない。

(委嘱期間等)

第4条 SEUT-RAの委嘱の開始日は月の初日からとし、終了日は月の末日とする。

(学術研究業務単価)

第5条 SEUT-RAの学術研究業務の単価は、以下のとおりとする。

- (1) 極めて優秀な者 SEUT-RA Sタイプ (月額200,000円)
- (2) 特に優秀な者 SEUT-RA Aタイプ (月額120,000円)
- (3) 優秀な者 SEUT-RA Bタイプ (月額50,000円)

ただし、他のリサーチ・アシスタントの月額単価と合算して20万円を超えることはできない。超える場合にはSEUT-RAの月額単価を減額するものとする。

(委嘱手続き等)

第6条 本研究科においてSEUT-RAを委嘱しようとする場合は、第3条に定める者を対象に適切な範囲において、公募その他の方法により候補者を募り、SEUT-RA研究業務計画書(様式1)の提出によって審査を行う。

- 2 本研究科において合理的かつ客観的な基準の下に審査のうえ、提出された研究計画の可否及びその研究内容に応じた単価を決定するものとする。
- 3 本研究科においてSEUT-RAに委嘱する学生に対して、SEUT-RA研究業務委嘱通知書(様式1-2)を交付する。
- 4 第1項から第3項までの規定に基づき、SEUT-RAを委嘱する際には、工学系研究科常務委員会において、委嘱の公平性及び透明性に努めるものとする。

(学術研究業務の実施確認)

第7条 SEUT-RAに委嘱された者は、研究業務終了時にSEUT-RA研究業務終了報告書(様式2)を工学系研究科長あてに提出するものとする。

(委嘱内容の変更等)

第8条 本研究科及び学生において、不測に起きたやむをえない事情により、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は中止をせざるを得ない場合には、SEUT-RA研究業務変更通知書(様式3-1)又はSEUT-RA研究業務中止通知書(様式3-2)を交付する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、SEUT-RA制度の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年6月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。